

契 約 書 (案)

- 1 件 名 愛媛県研修所・愛媛農協学園 非常用放送設備更新業務
- 2 場 所 松山市東野四丁目乙 2 2 5 及び 2 2 7－2
- 3 契約期間 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日
- 4 契約金額 ￥ ー
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 5 契約保証金

上記の業務について、発注者 愛媛県研修所（以下「甲」という。）と愛媛県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）及び （以下「丙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 3 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

松山市東野四丁目乙 2 2 5 番地
発注者（甲） 愛媛県研修所
所 長 大 野 隆 史

松山市南堀端町 2 番地 3
発注者（乙） 愛媛県農業協同組合中央会
代表理事会長 山 内 謙 治

受注者（丙）

(総則)

第1条 発注者 愛媛県研修所（以下「甲」という。）と愛媛県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）及び受注者（以下「丙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、この契約を履行しなければならない。

2 丙は、頭書記載の業務（以下「業務」という。）を頭書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）内に完了し、契約の目的物を甲及び乙に引き渡すものとし、甲及び乙は、その契約代金を支払うものとする。

3 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて丙の負担とする。
(権利義務の譲渡等)

第2条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括下請け又は一括委託の禁止)

第3条 丙は、この業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する業務を一括して第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。

(下請負人、委託人の通知)

第4条 丙は業務を下請負人に請け負わせる場合、又は委託人に委託する場合は、あらかじめ、当該業務の下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）又は委託人（再委託人を含む。以下同じ。）につき、その商号又は名称その他必要な事項を甲及び乙に通知しなければならない。下請負人又は委託人を変更したときも、同様とする。

(業務の中止)

第5条 天災等の丙の責めに帰することができないものにより業務対象物等に損害を生じ、若しくは現場の状態が変動したため、丙が業務を実施できないと認められるときは、甲及び乙は、業務の中止内容を直ちに丙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を丙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定により業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは契約期間又は契約金額を変更し、丙が業務の続行に備えて現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(丙の請求による業務期間の延長)

第6条 丙は、天候の不良その他丙の責めに帰することができない事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲及び乙に契約期間の延長変更を請求することができる。

(甲及び乙の請求による契約期間の短縮等)

第7条 甲及び乙は、特別の事情により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を丙に請求することができる。

2 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる契約期間に満たない契約期間への変更を請求すること

ができる。

- 3 甲及び乙は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、丙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約期間の変更方法)

第8条 契約期間の変更については、当事者協議のうえ定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知するものとする。ただし、甲及び乙が契約期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は、協議開始の日を定め、甲及び乙に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第9条 契約金額の変更については、当事者協議のうえ定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲及び乙が定め、丙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲及び乙が丙の意見を聴いて定め、丙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、丙は、協議開始の日を定め、甲及び乙に通知することができる。

- 3 変更後の契約金額に1,000円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。

- 4 この約款の規定により丙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲及び乙が負担する必要な費用の額については、当事者協議のうえ定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第10条 丙は、業務が完了したときは、完了及び施工の内容を明らかにする写真を添付した書面をもって甲及び乙に通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。

- 3 丙は、前項の検査に合格しないときは、ただちに修補等の適切な措置を行い、甲及び乙の検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第11条 丙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲及び乙の定める手続きに従って、請求書を甲及び乙に提出するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の規定による請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に丙に契約代金を支払わなければならない。

その契約代金の内訳については、次のとおりとする。

甲の契約代金¥ —

(うち消費税及び地方消費税の額¥ —)

乙の契約代金¥ —

(うち消費税及び地方消費税の額¥ —)

- 3 甲及び乙は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを丙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲及び乙が丙から是正した請求書を受理するまでの期間は、約定期間に算入し

ないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が丙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(一般的損害)

第12条 目的物の引渡し前に、目的物又は材料について生じた損害その他業務の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第16条第1項に規定する損害を除く。）については、丙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲及び乙の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲及び乙が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、丙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲及び乙の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲及び乙が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲及び乙がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき丙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、丙が負担する。

3 前2項に規定する場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第14条 目的物の引渡し前に、天災等で当事者の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、目的物、仮設物又は現場に搬入済の材料若しくは機械器具に損害が生じたときは、丙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲及び乙に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（丙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を丙に通知しなければならない。

3 丙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲及び乙に請求することができる。

4 甲及び乙は、前項の規定により丙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（目的物、仮設物又は現場に搬入済の材料若しくは機械器具であって検査、立会いその他丙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える部分の額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 目的物に関する損害については、損害を受けた目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 材料に関する損害については、損害を受けた材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は機械器具に関する損害については、損害を受けた仮設物又は機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を

受けた時点における目的物に相応する償却費の額を差し引いた額（以下この号において「未償却費の額」という。）とする。ただし、修理によりその機能を回復することができ、かつ、修理費用の額が未償却費の額より少額であるものについては、その修理費用の額とする。

- 6 複数回にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える部分の額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える部分の額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。
(かし担保)

第15条 甲及び乙は、目的物にかしがあるときは、丙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第12条に規定する検査に合格した日から2年以内にこれを行わなければならない、その額については、当事者協議のうえ定める。
(履行遅滞の場合における損害金等)

第16条 丙の責に帰すべき事由により契約期間内に目的物の引渡しをすることができない場合においては、甲及び乙は、損害金の支払を丙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 甲又は乙の責に帰すべき事由により、第13条2項の規定による契約代金を約定期間内に支払わなかったときは、丙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同条同項の支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲又は乙に請求することができる。
- 4 前項に規定する遅延利息は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(甲及び乙の解除権)

第17条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 丙から契約の解除願の提出があったとき
- (2) 丙が契約期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲及び乙が認めるとき
- (3) 丙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲又は乙が行う検査の実施に当たり甲又は乙の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき
- (4) 丙又は丙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるときには、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (5) 前各号のほか、丙がこの契約に基づく義務を履行しないとき

2 前項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として丙から徴収するものとする。

(協議解除)

第18条 甲及び乙は、必要があるときは、いつでも、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、丙に損害の確証があり、かつ、丙から契約解除後30日以内に損害賠償の請求があったものに限り、甲及び乙が適当と認める金額を賠償するものとする。ただし、丙の同意を得て解除した場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第19条 丙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(法令等の遵守)

第20条 丙は、労働基準法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(補則)

第21条 この約款に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて当事者協議のうえ定めるものとする。